

郵便法損害賠償免除規定

【訴訟】1998年当時、郵便事業は郵政事業庁による国営であったが、当時の郵便法では、書留郵便物や特別送達郵便物について、郵便業務従業者の故意または重大な過失によって損害が生じた場合でも、国の賠償責任を免除する規定があった。この規定により、大きな損害の賠償を受けられなかった不動産会社が、郵便法は国家賠償請求権を保障した憲法17条に違反するとして国に提訴した。

【判決】最高裁は2002年に、郵便業務従事者の故意または過失による不法行為までを免責するなどしている規定に合理性が認められない。郵便法の一部は憲法17条が立法府に与えた裁量の範囲を逸脱するものであるとして、郵便法の規定について違憲判決が下され、同年郵便法が改正された。

薬害肝炎訴訟

【訴訟】止血剤として用いられた血液製剤から肝炎に感染した人たちが、国と製薬会社3社を相手どり、損害賠償を求め、全国で合わせて5つの裁判所に提訴した。

【判決】感染の危険性のある血液製剤を製造・販売した製薬会社のみならず、製造承認を与えた国の責任を認める判決も出た。2008年、国会で薬害肝炎救済特別措置法が成立し、原告団と政府の間で合意が結ばれた。

ハンセン病国家賠償訴訟

【訴訟】全国の国立療養所などで生活するハンセン病の元患者やその家族が、らい予防法などによる約90年間におよぶ隔離政策で人権を侵害されたとして訴えた国家賠償請求訴訟。

【判決】2001年、熊本地裁は隔離政策については一定の理解を示したが、1960年以降の隔離規定については憲法13条違反として原告全員への賠償を命じた。政府は控訴を断念して謝罪を行い、衆参両院の謝罪決議も出された。